

回覧

あなたも

農業委員 推進委員 になりませんか？

農業・農村に今こそ女性の力を！

基幹的農業従事者の4割を占める女性たち。
農業者の話を親身に聞くコミュニケーション力や
共感力などを活かし、全国で女性の農業委員、
農地利用最適化推進委員（推進委員）が活躍しています。
地域の農地を守り持続可能な農業・農村を創るためには、
女性の力が必要です。
地域への想いに溢れたあなたも農業委員会で活動しませんか？

“女性の持ち味”を活かして農業委員・推進委員活躍中！



農地を守る責任感と農地を
活かす達成感がある仕事です！



農業者を代表し、現場の声を
行政に伝えています！



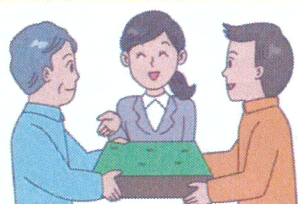
地域農業のため、農地利用の
最適化に取り組んでいます！

詳しくは裏面へ ▶

農業委員会の業務は？

農地法に基づく許認可など (法令業務)

- ・農地の売買や賃借の許認可
- ・農地転用に関する事務
- ・遊休農地の現地調査・指導



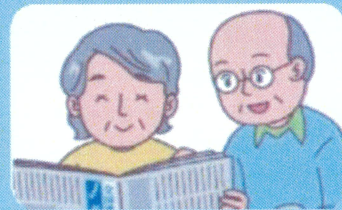
農地利用の最適化の業務

- ・担い手への農地の集積・集約
- ・遊休農地の発生防止・解消
- ・新規就農・新規参入の促進



担い手対策、情報の提供

- ・農業者年金の加入推進
- ・農業簿記や青色申告の普及
- ・全国農業新聞・全国農業図書の普及



地域の農地利用を通じて、地域づくりに貢献するのが農業委員会の役割です。

農業委員・農地利用最適化推進委員になるには？

まずは募集期間中に、以下の方法で応募または推薦を。

本人による応募 or 農業関係の法人や団体による推薦

農業委員（応募・推薦後）



市町村長



議会同意を経て任命



農業委員

議会の同意を経て、市町村長が任命します。
なお、農業委員会全体として

- ① 農業委員に占める認定農業者の割合が過半を占めること
- ② 利害関係を有しない者（中立委員）が1名以上いることが条件となります。

農地利用最適化推進委員（応募・推薦後）



農業委員会



委嘱



農地利用最適化推進委員

農業委員会が定めた区域ごとに委嘱します。
地域内の「農地利用の最適化の活動」を主に取り組みます。

